

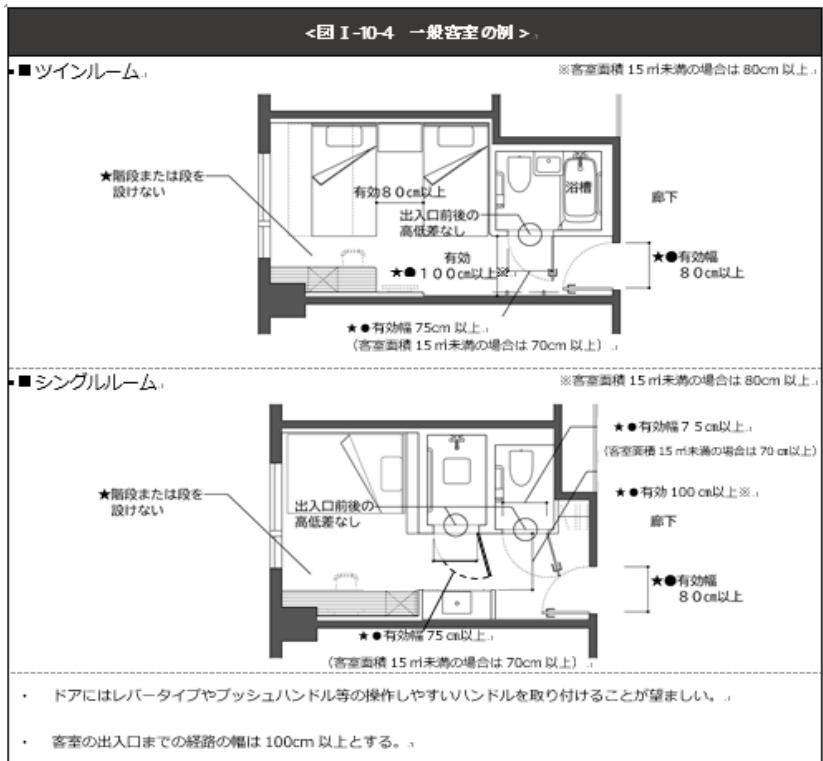
令和5年10月

正誤表

「練馬区福祉のまちづくり推進条例 施設整備マニュアル【建築物】」の印刷冊子について、以下のとおり、訂正いたします。

項	番号	内容	誤	正
91	(2) オ	訂正	<p>●移動等円滑化基準 (適合義務)</p> <p>区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000m²以上である場合：便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>区独自 区条例第33条第3第3号</p>	<p>●移動等円滑化基準 (適合義務)</p> <p>区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000m²以上である場合：便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、<u>当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u></p> <p>区独自 区条例第33条第3第3号</p>
105	(3) ウ	訂正	<p>★整備基準（努力義務）</p> <p>一般客室の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上とすること。</p>	<p>★整備基準（努力義務）</p> <p>一般客室の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上（一般客室の床面積（和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。）が15m²未満の場合にあっては、70cm以上）とすること。</p>
			<p>●移動等円滑化基準 (適合義務)</p> <p>一般客室の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>70cm以上</u>とすること。</p>	<p>●移動等円滑化基準 (適合義務)</p> <p>同左</p>

項	番号	内容	誤	正
			★整備基準（努力義務） ●移動等円滑化基準 (適合義務)	★整備基準（努力義務） ●移動等円滑化基準 (適合義務)
105	(3) オ	追加 新設	ウの規定に該当する便所および浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口およびこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100cm以上（一般客室の床面積が15m ² 未満の場合にあっては、80cm以上）とすること。	ウの規定に該当する便所および浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口およびこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100cm以上（一般客室の床面積が15m ² 未満の場合にあっては、80cm以上）とすること。
106	図 I -10-4	訂正	浴室等の出入口の幅 ★有効幅75cm以上 ●有効幅70cm以上	浴室等前の出入口幅 ★●有効幅75cm以上（客室の床面積15m ² 未満の場合は70cm以上）
			浴室等前の通路幅 有効100cm以上	浴室等前の通路幅 ★●有効100cm以上（客室の床面積15m ² 未満の場合は80cm以上）



〈図 I -10-4 一般客室の例〉 (正)